

近代家族と夫婦別姓——夫婦別姓制度の意味をもとめて

百々雅子*

要旨

夫婦の同姓が強調されたのはヨーロッパ近代が生み出した「近代家族」という場においてである。社会の公私の二領域の分離によって私的領域という制度的に脆弱な領域に組み込まれたこの家族は、「個人」を成員とし「愛」を絆とする。夫婦の同姓に見られる「家父長的」な性格もこの「愛」によって正当化されてきた。ヨーロッパにおける同姓制度の見直しは、すでに20世紀初頭より始まっている。日本において夫婦別姓制が（別姓選択制という形態をとっているが）導入されようとしていることも、この歴史的流れの中でとらえられるべきである。別姓制の利点は夫婦間の平等だけではなく、離婚、再婚が増加する現況下の子どもの諸権利を守ることも忘れられてはならない。

キーワード：近代家族、夫婦別姓、愛、子どもの姓、家父長制

ランニングタイトル：近代家族と夫婦別姓

はじめに

「家族は永遠か？」という疑問を提示して、上野は自ら「否」という代わりに、近代とりわけ20世紀を「家族が人々の行動と思考をこれほどまでに呪縛した世紀」と呼びうるだろうと述べている（上野 1996）。

現在われわれが「家族」と呼ぶ存在は、いうまでもなく歴史社会的産物である。人類史を通じて恒久的なモデルもないし、同時代においても文化によって多様な形態を取りうる。

日本の歴史においても家族は変容をくり返してきた。たとえば、本稿のテーマである夫婦別姓という観点から一例をあげてみると、「鎌倉時代の初代将軍、源頼朝とその妻、北条政子という夫婦の家族は、大姫、頼家、乙姫、実朝の4人の子供を含めた6人である」という発想は現代の家族像、より正確に言えば、父、母、子という婚姻と血縁による核家族を「家族」であるとする家族像を当てはめた結果でできたものである。しかし時代に即して記述すれば、頼朝の正妻は確かに政子であったが、頼朝は多くの妾をかかえ、そこに子もいた。また、政子はその名字が表わす通り、北条と

いう氏族の出自をもち、頼朝との結婚後も実家との関係は密であり、夫、子供亡き後は、北条氏の執権政治のお膳立てをして、それを実現させる。政子が頼朝と別産別墓すなわち財産と墓を別々に持つことができたのも北条氏という実家の力によるという。政子の「実家」はこの文字がそのまま表わす通り、政子の実の家族であるということが出来る。このように頼朝と政子の背景を考慮してみると、先ほどの現代的家族像による家族の小さな枠組みの無効さを実感することができるだろう。

われわれのイメージのなかに現代的家族として立ち現れる「家族」は社会史や社会学の分野で「近代家族」と呼ばれてきたものである。本稿では、男女の平等の観点から今世紀に入って世界の産業先進国を先頭に始まった夫婦の間の名字の取り扱いの変化を、すなわち妻の姓を夫とは別の姓にする（夫婦別姓）とか、これに類する取り扱いの変化を、近代という時代の特徴からして当然の流れであることを跡付けていきたい。一見、きわめて急激で新しい現象に見えるどのようなものも、歴史というなんらかの因果関係の中に生起し

ている。近年、日本において制度化が試みられている夫婦別姓制、正確には夫婦別姓選択制もこのような流れの中に置いて初めて明確な理解が可能となるものと考ええる。

まずは、近代家族の成立とその特徴について見ていきたい。

1. 近代家族の成立とその特徴

近代家族の誕生を初めて指摘された場はヨーロッパである。社会史（歴史学）や歴史人口学が生み出した「近代家族」という語自体がこの家族を近代という固有の時代に成立した家族の1類型として範疇化していることを明示している。実際、時間的には先行する形で「家族」を研究の対象とした社会学においては、近代のヨーロッパ社会が自ら保有した家族を進化論的観点から「普遍的な家族」と定義してしまっていたことと比較すると、「近代家族」という範疇が提示されたことの意味は大きい。

ヨーロッパ社会における近代家族の成立の社会的構造的な原因はさまざまに指摘されているが、端的に言えば世俗化である。もともと近代化を世俗化の過程としてとらえる視点はバーガーとルックマンによるものであるが（Berger, P. L./Luckman, Th. 1966）、著者は以前、この過程の中に近代家族の析出過程を読み取っている（百々 1999）。これについては詳述する紙面のゆとりはないが、近代家族の成立因として、わずかでも触れておく必要があると思われるので以下に概略的にまとめる。

中世というキリスト教支配の時代が近代に代わるとき、いいかえれば社会制度とそれを支える人々の意識がキリスト教という天蓋にすべて被われていた中世が変革の時を迎えるとき、社会の諸制度はこの天蓋から一つずつ自立していった。政治、経済、教育、芸術から人々の生活にかかわる多くの制度が宗教の直接的影響から免れていったのである。このうち比較的制度化が容易な政治、経済などの領域は公的領域としてそれぞれが自立し、そこには入り込めない個人的な領域が私的領域として残った。ここに社会において公私の二領

域が生み出され、家族は私的領域を代表する制度、それもその私的性質ゆえに、構造上、公的基盤をもたぬゆえに、きわめて脆弱な制度を構成する。

ここで重要なことは近代社会が、なにより人々を個人に解体したことである。人はそれまで結ばれていた紐帯から解き放たれて一人となって社会の構成単位になった。家族はこの個人の集合である。そして、この個人というのは「自己」という人格やエゴをもちそれを主張する人間である。

こうして成立した近代家族の特徴としてあげられるのは、すでに上の成立過程の中で出てきた、公私の分離のなかでの私的性質に加えて、この分離に沿う形での男女の役割分業、子供への強い注視や家族内での情緒的つながりの重視などである。また近代家族は、前近代社会においては家族の周囲を取り囲んで、存続の支持ならびに保障機能を果たしていた地域共同体や親族共同体から切り離されて自律的な小集団となり、形態としては核家族のそれを取る、ということも特徴としてあげられる（落合 1996）。

以上のような近代家族の特徴は、当然ながら先述した家族の制度上の脆弱さと密接な連関をもっている。このうち、家族の機能である、家族の再生産と生活の保障との関係で特に注目すべきは、「情緒的なつながりの重視」というなれば情緒性の強さといった特徴である。山田は愛という情緒が（これは社会規範によって形成されるものである）家族をしてその再生産と生活保障のための行動に「自発的に」向かわせると述べている（山田 1994）。また、この情緒性はフェミニズムの視点からは「愛」と「母性」というキーワードで括り出され、これらの価値を賞揚することによって、社会が女性の家事労働を搾取してきたと指摘されている（Badinter 1980）。いわゆる「母性イデオロギー」批判と呼ばれるものである。フェミニズムは、もともと家族のみならず社会全体における男性の女性支配の制度を普遍化して「家父長制（patriarchy）」と呼んできたが、この考えによれば、家族の歴史は夫が妻と子供を独占支配していく過程ととらえられ、近代家族は夫が妻を妻の家から切り離し、妻が生む子供に自らの血を残し、

自らの家に所属させることを可能としたシステムであるという。

近代家族の特徴である「情緒性」をめぐる山田とフェミニズムの視点の相違は、山田が夫の生活費を稼ぐための労働という活動もこの情緒性の射程に組み込んでいることにたいして、フェミニズムはその視点を貫く家父長制というパースペクティブのために家族を論じる際には夫（あるいは父）の労働に焦点を当てようとする意図を始めからもたない。

「愛」という情緒性が家族だけではなく近代という時代に与えた影響は実際に多大なるもので、現代においても芸術の最大のテーマはそこに様々な言葉が与えられていたとしても結局「愛」に集約できるであろうし、政治のような社会のきわめて公的な領域においても、また、経済といった「愛」とはもっとも遠いところにあると考えられる場においても、たとえば企業の営利活動が「愛」のためにと唱われることによって美化されることもあるほどである。

これまでに述べてきた近代家族という固有の家族形態は、もちろん近代という時代の当初から一般化していたものではない。近代家族はもともとブルジョワ家族とも呼ばれたことからわかるように、男性が外で働く一方で女性は家事に専念できるという「男女の役割分業」を可能にするブルジョワ階級が担った家族形態である。それゆえ、この分業が不可能な階級においては、いいかえれば女性も共に労働を強いられる経済状況にあった労働者階級においては、ブルジョワ階級が社会運動のように熱心に広げようとする理想の家庭、すなわち、子供の学校教育や安らぎを提供できる家庭の管理を要求する理想としての近代家族を模倣しようとするればそれだけ女性に過剰な負担が強いられていた。しかし労働者階級の女性たちにこのような経済活動と過重な家事負担を強いながらも「近代家族」は社会の一般的家族形態となっていた。これは18世紀の後半より19世紀前半にかけてのイギリス、フランスといったヨーロッパの産業先進国におけるできごとである。このことを考慮すると当時いかに「愛」というスローガンに影

響力があつたかが理解しやすくなるだろう (Barrett / MacIntosh 1980)¹⁾。

このヨーロッパ型の近代家族の特徴を備えた家族形態が歴史を異にする日本や他の文化圏に近代化とともに一般的に見られるようになっている。ただしその成立過程は全く異なるものである。のちに論ずる日本の別姓制度もこの近代家族を対象としているが成立過程の議論は別稿に譲りたい。

以上、近代家族の成立過程とその特徴を見てきたが、次には、この成果をもとに現代の家族の夫婦の姓の意味を考えていきたい。

2. 夫婦の姓が表象するもの

近代家族が一般化した20世紀のヨーロッパ諸国の多くの国において、それまで夫婦は夫の姓という同一の姓を名乗ることになっていたものが、家族の中の男女の平等という観点から次々に制度を改めて、夫婦同姓を強制する制度が見られなくなった。表1はアジアやアメリカ大陸を含めた国々の夫婦の姓すなわち氏にかんする制度をその種別別にまとめたものである。ここには姓は様々な形態をとりうるが夫婦別姓を選択的にとりうる国、別姓と定められた国（あるいはカナダのケベック州のように一地方）、また、法的な規定のない国があるが、表の最初にあげられている日本の現行のような夫婦同姓のみを制度化している国は存在しない。夫婦別姓は世界の趨勢である。

しかし、これまでくり返してきたように家族の中の男女の平等の観点から夫婦の別姓へという移行、あるいはもっと正確にいうなら、妻の姓が男性と同様に変わらないか、少なくとも選択が可能となる制度ができることが世界の趨勢というとき、姓という名前の一部の変更がここまで重大な関心をもって世界でとらえられる理由をもっと掘り下げてみなければならないだろう。

人は認識の対象とするあらゆるものに名前をつけて、それを呼び、感じ、考え、記述し、他者に伝えてきた。ここで記号論がかつて詳細に分析した成果を援用するまでの必要はないと思うが、名前をつけ認識の対象としたものについて人はそれぞれの意味付けをしていく。もし対象の名前が変

表1 各国の婚姻締結の際の婚氏（姓）制度

婚氏制	分類	国 名	夫婦の氏（姓）に対する法律	事 例
夫婦 同氏制		日本	協議によって夫または妻の氏を称する。	
選択制	一方の氏を共通の氏に	ドイツ	夫または妻の姓を婚氏にすることができる。婚氏に従来用いた氏を前置することもできる。	妻の名・妻の旧氏・共通の氏も可
		ロシア	それぞれの氏を引き続き名乗ることもできる。（共和国によっては結合氏も可）	RIMSKII-KORSAKOV 結合氏（1919年法典）
	夫の氏が原則	オーストリア	妻の氏を共通の氏にすることもできる。共通の氏に、妻の旧氏を連字符（=）を付けて後置することができる。	妻の名・共通の氏=妻の旧氏も可
		スイス	妻は自分の旧氏を共通の氏に前置することもできる。	妻の名・妻の旧氏・共通の氏も可
	全く自由	スウェーデン	一方の氏を共通の氏として用いる。自分の旧氏をそのまま保持する。改氏しても、いつでも旧氏に戻ることができる。	
夫 婦 別氏制	完全別姓（氏）	韓国	夫も妻も改姓せず、従来の姓を保有する（姓不変の原則による）。「同姓同本」である血族の間では結婚できない。	金大中と李鎬姬
		カナダ・ケベック州	夫婦は氏と名を保持する。	
	同姓・冠姓も可	中国	夫妻は結婚前の姓を保持する権利があり、両者の結合姓、また夫妻いずれかの姓を共通性にしてもよい。	オウマキジュン 冠姓 = 王馬熙純
		台湾	妻は自分の姓に夫の姓を冠し、入夫は自分の姓に妻の姓を冠することができる。	蒋介石と宋美齡
	その他	イタリア	妻は自分の家名に夫の家名を付加し、夫をなくした場合は、再婚するまでそれを保有する。	
民法上の規定なし		フランス	夫妻とも自分の氏を保有する。結婚中、妻は夫の氏を使用するにとどまる。	夫 Frederic JOLIOT-CURIE 妻 Irene JOLIOT-CURIE
	判例 法国	イギリス	妻が夫の氏を称するのが通例だが、法律上の義務ではない。	
		米国	州によって制定法も異なる。	
		北朝鮮 (朝鮮民主主義人民共和国)	各自の姓を継続使用の慣行があったが、現行法には婚氏に関する規定はない。韓国のような「同姓同本禁婚」の規定もない。	

出典：石原 輝 「夫婦の絆は同姓から」
『現代のエスプリ』261号、夫婦別姓を生きる 至文堂 一部改)

わるとその対象についてそれまでのような円滑な認識ができにくくなる。それゆえ、ときに人は故意に対象の名前を変えて、これまでの意味とは異なる意味付けを喚起することがあるのである。対象がものでなく人間である場合も同様である。

婚姻による妻の改姓は、妻がこれまでとは異なった意味付けをもったことを示す。文化人類学のこれまでに蓄積した知にしたがえば、姓とは元来その人の所属する氏族を意味するから、姓が夫の姓に変わった妻はそれまでの所属を改め、姓が変わらぬ夫の氏族に所属することになったことになる。現在、夫婦の別姓を講ずる社会においてはもちろん氏族と呼ぶほどの大きな集団は解体している。近代家族の特徴として見たように、家族は親族からも独立性を保有しつつあるのである。それでも先の文化人類学の知見は根源的に意味をもつ。なぜなら歴史において婚姻時の姓の決定は、夫婦が所属するそれぞれの氏族の力関係によってなされてきた経緯があるからである。本稿のはじめにあげた北条政子が婚姻後も北条の姓を名乗っていたのはその理由による。実家の北条氏の力が夫の側の源氏に少なくとも劣ってはいなかったことを表している。ヨーロッパにおける貴族や身分の高い者がファーストネームの後に続くミドルネームに母方の姓をつらねていることは周知の事実であるが、これも母方の家の力の強さを象徴するものである。

このような見方をしてきて、改めて近代家族において夫婦が夫の姓を共有することの意味を考えてみると、先に見たフェミニストが家父長制という視座によって描き出した家族史の解釈が妥当性を帯びてくる。すなわち、家族の歴史は夫が妻をその家族から切り離し妻と妻との間にもうけた子を独占、支配する過程である。近代家族は一夫一婦制が完成し地縁、親族から切り離された家族であり、婚姻によって妻が夫の姓を名乗り、続いて子が父の姓を名乗ることによってその過程を完成させる、と。この図式にしたがえば、19世紀の後半になってもアメリカで一般的であった、女性婚姻によって婚姻前の姓のみならず姓名のすべてを放棄し、夫となった人の姓名の前に女性を表す

文字を付加することによってその姓名としたこと、たとえば夫John Jonesの妻はLady John JonesもしくはMrs. John Jonesと名乗った²⁾ということのもつ意味が見えてくる。夫婦同姓の歴史的原点はこのように夫婦の姓が同じなのではなく、夫婦の姓と名は女性の姓と名が消えることによってできた、夫の姓名による妻の姓名の独占が極まったところにある、という意味である。夫婦の同姓制度を擁護して、それが夫婦が「一心同体」であるという強い結びつきを象徴するという言い方がある。それならば夫婦がこのように同姓同名をもつことは、この「愛による一心同体感」が極限まで高まるということなのか。「愛」はこうして女性からその姓も名も奪ってしまったのである。

歴史は夫婦同姓を経て、同姓からの解放へと向かう。

先に表1で見たように、このときヨーロッパ諸国では、完全な別姓制度という急進的改革を避けて、以前から存在したミドルネームに母の姓を残す複合姓という慣習を法的に採用して、これを選択的に取り入れられるような方法を講じた国が多く、これに該当するのは表中ではドイツ、オーストリア、スイス、イタリアである。表中で別姓を規定したアジアの国についてひとこと言及しておかねばならない。中国、台湾、韓国にはもともと別姓の社会慣習があった。これは同姓をもつものは同氏族に属するものとみなされて同氏族の中での婚姻すなわち近親婚を避けるため、すべての人がその出自の姓を生涯にわたって保持したなごりであると考えられている。それゆえ、これらの国の別姓制度は婚姻における男女の平等という脈絡によって定められたものではない。ただし中国は、ロシアや北朝鮮と同様の共産主義体制を採ってから男女の平等概念を夫婦の姓にも取り入れたため、現在の別姓制度はヨーロッパのそれと主旨を同じにしている。

3. 日本における夫婦同姓の現実

20世紀に入ってから産業先進国を中心とした世界的な夫婦同姓からの解放への動きのなかで日

本においても同様の動きが戦後しばらくしてでてきていた。敗戦の翌年、昭和21年（1946年）には個人の尊厳や両性の平等を唱う日本国憲法が公布される。これに伴って翌昭和22年（1947年）には婚姻時の氏を夫または妻の氏と定めた民法が成立する。まもなく法務大臣の諮問機関である法制審議会による民法の見直しが始まり、一見男女の平等と見えるこの条文750条も、ごく少数の例外を除いて実質的には女性の改氏となることから、これに代わる夫婦別姓選択制度がたびたび検討されていた。そして昭和30年（1955年）にはこれを留保事項としたことが発表されている（福島瑞穂1997）。それ以来、婚姻にかんする他の条項である「婚氏続称制度」つまり、離婚後は婚姻前の姓に戻ることになっていたものが婚姻時の姓を続けて名乗ることができる制度が新しく加えられたり（767条2項）、国籍法でそれまで国際結婚における日本人女性の子に日本人としての戸籍が作られなかったものが作られるようになったり（3条）、同じく国際結婚において姓の選択が認められていず、日本人の方は名前を変えることができずに夫婦は別姓を強いられていたが「同氏・別氏選択制度」が成立する（戸籍法107条2項）という、いくなれば法が現実を追認していくなかで、昭和60年前後より夫婦別姓選択制度への民法改姓の動きが顕著な社会運動を伴って注目されるようになったのである。

さて、日本の現状であるが、民法による夫婦の姓の規定は夫あるいは妻のどちらか一方の姓をとることになるが、現在においても97～98%のカップルが夫の姓を名乗っている。これは当事者の選択によるものではあるが、これらの当事者の判断には社会がもっている価値基準が影響を及ぼしていることはいうまでもない。結婚しても姓が変わらない女性や姓が変わった男性に周囲が好奇の目を向けることをみても明らかである。この女性や男性への周囲の決まった反応は「養子もらったのか／養子にいったのか」である。また、姓を保持した方が戸籍筆頭者になるが、この戸籍筆頭者は世間では「家長」であるにとらえられた。女性が「家長」になるには特別な理由を必要とした。

よって男性はめったなことでは姓を変えられないし、女性は姓を保持できない。この現象はいうまでもなく多くの人々の意識が戦前の明治民法の影響を免れていないことを意味する。しかもこの人々の中には戦前に生きたことがない人が少なからず含まれるが、これは文字通り法的な意味での「家父長制」による家制度という慣習の根強さを物語るものである。

現民法はこの家長を中心とした家制度である「家父長制」を否定する内容で発足したが、上記のような社会慣習上のバイアスがかけられて過って解釈されがちであった点で人々の生活においては十分に機能してこなかったといえる。このことは、現在の結婚式においても会場の看板には～家と～家との婚礼であると記されることから容易に理解されるし、また、子に恵まれない妻が自らのためではなく「家」のために不妊治療に通うという事例にも同様の意味が含まれているのである（浅井 1996）。

発足当時の現民法は、先に「婚氏続称制度」がのちに付け加えられた旨のところで述べたように、婚姻にかんする国籍法や戸籍法と相俟って、今度は男性の権利を優先させるという意味でのフェミニストがいう「広義の家父長制」を鮮明に内包していた。それは日本人女性の外国人との婚姻によってその子が日本国籍を取得できないという改正前（昭和60年／1985年改正）の戸籍法により象徴されている。これには法制度上、子の二重国籍を避けるために日本人男性の場合にかぎって子を父の戸籍に入れることで日本人として戸籍を得るようにしたものであるとの解釈がなされていたが、この解釈こそ「家父長的」と批判されてしかるべきものである。ちなみにこの戸籍法の改正は戦後40年、新戸籍法ができて38年目によくなされたのであった。

夫婦別姓選択制度を導入する動きは、このような婚姻をめぐる制度的変革の流れの中にある。じっさい、法の斉一性という点からも、国際結婚においてはすでに夫婦のあいだで同姓と別姓が選択できる制度がとられているにもかかわらず（昭和59年／1984年改正）日本人同士の結婚は同姓しか

とれないというのは文字どおりダブルスタンダードであり、国際結婚が増加するという現況を考慮するときさらに重大な問題としてとらえられなければならない。

また、現在の夫婦同姓制度のもとで不利益を訴える女性（ごくわずかな男性も含むが）の声も看過されてはならない。その声の内容はおおよそ次のようなものである。結婚による改姓によって、自分のアイデンティティが失われたような感覚がある、改姓をしなくてもよい男性との不平等感が生ずる、改姓にともなう手続き（金融機関、運転免許証、パスポート、印鑑証明などこれまでに登録したものの名義変更）が煩雑である、結婚、離婚、再婚に際してプライバシーが保てない、夫の「家」の一員として扱われる、などに加えて、職業をもっている女性の場合には、これまでの社会的信用や実績が本人のものと思われなくなるといったことである（高橋、折井、二宮 1994）。

ここにあげられる不都合は、結婚する男性の側が被らなくともよいものであるため、法的な視点と同様これも「家父長的」と呼ぶに値するであろう。しかし、女性全般の意識という面から考えると、一方で結婚改姓を望む女性もいて、その女性にとっては上記のような改姓に伴う不都合の一つが喜びや、そこに至らずとも改姓に伴う「致し方ないこと」ととられているのも事実である。婚姻時の姓にかんする法の改正が「別姓制度」でなく別姓も選択できる別姓選択制度を目指しているのは、このような現制度に満足している女性および男性と、別姓を望む（ほとんど場合）女性の双方を共に法に組み込むためであるのはいうまでもないだろう。

そうではあるのだが、夫婦別姓を望まない女性そして男性も含めて夫婦別姓の意味を考えていかなければならないことがある。それは別姓を論じる際に往々にして後回しにされている子供の姓のことである。この子供の姓を考える視点から本稿の結びに移りたい。

結び

婚姻による家族の形成は必ずしも子供をとま

う必要はないが、子供をとまうことが多い。よって、婚姻時の夫婦の姓の規定は子供の姓の規定を含まねばならない。現実には夫婦別姓選択制の議員立法をめざして衆議院に提出されていた超党派の民法改正案は別姓夫婦の場合、子供の姓はそれぞれの子供の出生時に父母の協議で決めることになっている。兄弟姉妹の子供の姓は異なることがあるのである。この改正案は今年（平成12年）6月衆議院の解散とともに廃案となったので、別姓選択制度は議院立法でなく、もう一つの立法経路である、上記の議員案とは別に案を講じている法務省を通じて出てくる可能性もある。法務省案の場合は子供の姓は婚姻の際に決められるというものであるため、子供の姓は統一されるが、それぞれの子供の姓は後の手続きによって、もう一方の親の姓に変更できるというもののなので、ここでもやはり兄弟姉妹の姓が異なる場合が生ずることになる。この法務省案による子供の姓の変更手続きには未成年の場合は特別な理由が必要とされるが20歳以上になると特別な理由がなくともよいことになっている³⁾。議員立法によるにせよ法務省によるにせよ、別姓制度が実現したときには日本の子供の姓は夫婦の姓と同様に選択的なものになるのは間違いない。しかしこの選択は親に委ねられている。そのため、子供の姓には父の姓が選択される場合が多くなることも予想される。それは夫婦のあいだの現在の姓の規定と現実に合わせて考えるとわかりやすい。つまり現在の民法が、婚姻時の姓を夫婦の姓から選択することを規定していて、これは一見平等な規定に思われるが、現実には夫婦別姓選択制度を望む声がでてくる有り様であることを考えると、この予想も実質的な不平等を生む可能性は残されている。しかし、この制度でどこまで平等を目指しても、実際にはその制度が運用される社会の男女の平等、いかにすれば男女の力関係がそこに反映するのは致し方がない。そういった意味では、社会全体での平等に向けた運動による平等意識のボトムアップに期待するしかない。だが、子供の場合は自ら不利益を社会に訴え、法を含めた規範を変えていくことができない。それゆえ子供が父や母の人権という名のもとで子

供自身の人権を侵されてはいけなし、愛という名のもとでの父や母の親権の奪い合いに不当に巻き込まれてはいけなしのである。だが現実、近代人である父母が自己の利益をめぐって争ううちに子供の権利はまっ先に侵害されているのがしばしばである。

現在子供を取り巻く日本の環境を考えてみると、親の離婚の増加、再婚、再々婚の顕著な増加ということがある。近代家族の愛によって結ばれた家族は、愛が失せることに誰より敏感である。もちろん愛の欠如ばかりが離婚の原因ではないが現在、離婚理由の1位は「性格の不一致」であるが、愛が失せたとき、もともとあった相手との違いが急に目につくようになるのだろうか。とまれ、日本の離婚率はフランスを抜いて、今や結婚する3組に1組が離婚する現状である。離婚時には8割近くが母の方が親権を取得するので、多くの子供は母と共にいることになるが、夫婦が同姓をとっていた場合、母が婚姻時の姓を続称しない限り、子と母は生活を同じくしながら別々の姓であり、学校や地域でも不利益を被ることになる。再々婚の場合はさらにこれが複雑になる。増加する国際結婚も当然の帰結として離婚、再婚、再々婚はありうる。日本人の母をもち、姓を外国人の父の姓とした子供の両親が離婚した場合、子供の姓にはたとえばカタカナの姓がついていることがある。この子供が日本で再婚した母と暮らす場合、子供の姓はどうするのが当人にとって便宜かはかれるのか、熟考を要することがらである。結局、さしあたって子供は共に生活する親と同姓であることが便宜にかなうことである。ここで、さしあたってというのは、現在、婚姻による日本人の家族は同姓をとるからで、別姓が導入されようともすればらくはこの形が一般には家族のイメージとして慣習的に残るであろうからである。それでも、夫婦の別姓が定着するようになれば家族が同姓であるというイメージも変わっていくので、そこに至れば子供の姓は同居する親と異なっても違和感が起こらないことになるだろう。子供の立場からはこのようにして夫婦の別姓が適した形態として見えてくるのである。

また、別姓夫婦が存在する社会になれば婚外子差別の緩和にもつながることをひとこと書き加えておきたい。婚外子が父の認知を受けたときは母の姓を名乗る規定があるが、この場合でもその子は母と同居することがほとんどである。もしも夫婦別姓制度の導入によって、別姓をもつ家族イメージが広がれば、このような婚外子に対する偏見が薄まるからである。

最後に夫婦別姓の形態そのものが男女平等を表しているのではないことを強調しておこう。それは、日本の歴史においても、むろん姓の存在した人々を対象にいうのであるが、江戸時代までは別姓であったことを思えば理解できることである。同姓、別姓はそれが置かれた時代の意味付けのなかで論じられるものであり、本稿はそのために近代家族の出自にまで遡って現代の別姓を考察してきたものである。

注

- 1) Bergerらは近代家族の階級、階層を超えた拡大の経緯をヨーロッパとアメリカの歴史においてまとめている。Berger, P. L./Berger, B., 1983 *The War over the Family*, London, Hutchinson, pp. 13-14. pp. 96-98, pp. 112-115
- 2) たとえばUna Stannardは、女性の婚姻後のこのような姓名の名乗り方をとりあげて、アメリカの女性が婚姻によって自らを夫に同化させ、人生への希望や夢を夫を通じて実現させようとする妻のアイデンティティを形成したことを指摘している。(Una Stannard, 1977, *Mrs Man*, California, GERMANBOOKS) chap. 1, 2
- 3) この概略は新聞などで報道されたが、詳細については <http://plaza8.mbn.or.jp> 参照。

引用文献

- 浅井美智子 1996「生殖技術と家族」『生殖技術とジェンダー』江原由美子編 勁草書房 p. 268-271
- 上野千鶴子 1996「家族の世紀」『〈家族〉の社会学』(岩波現代社会学講座19) 岩波書店 p. 1, p. 19
- 落合恵美子 1996「近代家族をめぐる言説」『〈家族〉の社会学』(岩波現代社会学講座19) 岩波書店 p. 26

高橋菊枝・折井美耶子・二宮周平 1992 『夫婦別姓への招待』 有斐閣 p.28
 百々雅子 1999 「私的領域としての家族——近代家族の析出と変貌」『人間文化研究年報』 23号お茶の水女子大学 大学院人間文化研究科 p.1-7
 福島瑞穂 1997 『夫婦別姓セミナー』 自由国民社 p.18
 山田昌弘 1994 『近代家族のゆくえ』 新曜社 p.77-78
 Badinter, Elizabeth, 1980, *L'amour en plus*, Paris, Librairie Ernest Flammarion. (1981 鈴木晶訳『フラ

ンス・ラブ』 サンリオ)
 Berger, P, L/Luckman, Th., 1966 *The Social Construction of Reality: The Treaties in the Sociology of Knowledge*, Doubleday and Co. 1977 『日常世界の構成』 山口節男訳 新曜社
 Barrett Michele/MacIntosh Mary, 1980 *The 'Family Wage': Same problem for socialists and feminists*, Capitol and Class, No. 11, Summer, London, pp. 23-25

The Modern Family and Different Family Names of Husband and Wife —— Looking for the Meaning of Different Family Names of Husband and Wife

DODO Masako

ABSTRACT

It was in the 'Modern Family' produced in the modern Europe that wife's family name ought to be the same as her husband's. The 'Modern Family' is weakly institutionalized because it is taken in the private sphere brought by the dichotomy of society—the public sphere and the private sphere. Family members are 'individuals' bound by 'love', which makes people blind to the patriarchy in husband and wife taking the same family name. In Europe, the reconsideration of this institution started in the early 20th century. Japan's future introduction of husband and wife having different family names should be understood in this historical flow. It must not be noted that the advantages of this institutionalization lies not in the equality between husband and wife, but in the protection of children's rights in the society where the number of divorces and remarries is increasing.

Key Words: Modern Family, different family names of husband and wife, love, child's family name, patriarchy